

平成 28 年（2016 年）10 月 27 日

共同生活援助事業者 各位

札幌市保健福祉局

障がい保健福祉部長 嶋内 明

### 共同生活援助における敷金の取扱いについて

共同生活援助事業者と利用者との共同生活住居の賃貸借契約に当たって、利用者が契約期間内に途中解約により退去した場合、敷金を違約金として没収する旨の契約を締結している事例がありました。

共同生活援助の提供に当たって、事業者が利用者から支払いを受けることができるのは、当該障害福祉サービスに係る利用者負担額のほか、食材費、家賃、光熱水費、日用品費、その他の日常生活費となっております（別紙「基準省令第 210 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 213 条の 12」）。

そのうち、「その他の日常生活費」の具体的な取扱いについては、別紙解釈通知で定められており、利用者から金銭を徴収することができるのは、当該金銭の用途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払いを求めることが適当であるものに限られております。

別紙の基準省令及び解釈通知には、敷金の取扱いについて明示されておりませんが、敷金の用途が明確であり、その用途が障害福祉サービス利用者の便益を向上させるものであれば、「その他の日常生活費」に該当するものとして利用者から徴収することは可能と判断されます。

しかし、当該事例の取扱いは、利用者が契約期間内に途中解約により退去した場合に、敷金を没収するものであり、利用者の便益を向上させるものではなく、没収した敷金は「その他の日常生活費」に該当するものとは言えません（厚生労働省確認済み）。

事業者の皆さまにおかれましては、今一度、点検していただき、取扱いに遺漏がないようお願い申し上げます。

担当：札幌市障がい保健福祉部障がい福祉課指導担当係 秤谷

TEL：211-2938

## 事業者が利用者から支払いを受けることができるもの

## &lt;基準省令&gt;

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条の4第1項、第2項、第3項、第213条の12

1 利用者負担額

2 食材費

3 家賃

4 光熱水費

5 日用品費

6 その他の日常生活費

## &lt;解釈通知&gt;

障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年障発第1206002号）

## 金銭の支払を求める場合の考え方等

- ①対象となる便宜と、給付費の対象となっているサービスとの間に重複関係がない。
- ②給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用（お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金等）の受領は認められず、費用の内訳を明らかにする。
- ③実費相当額の範囲内で行う。
- ④対象となる便宜及びその額は、運営規程に定める。
- ⑤重要事項として、見やすい場所に掲示する。
- ⑥額が、その都度変動する場合は、「実費」という形で定めてよい。
- ⑦給付費に含まれるものは、利用者から徴収することはできない。
- ⑧金銭の使途が、直接、利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当であるものに限る。
- ⑨金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について、事前に書面で明らかにし、十分な説明を行って同意を得る。